

議案第96号

北名古屋市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部
改正について

北名古屋市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成28年11月29日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が施
行されたことに伴い、主任介護支援専門員の更新制度が導入されたため、
本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北名古屋市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年北名古屋市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第4条第3号中「。次項第2号において「省令」という。」を削り、「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に改め、「終了した者」の次に「であって、当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者に対するこの条例による改正後の北名古屋市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例第4条第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時の区分に応じ、同号中「当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の終了時	読み替える字句
平成23年度までに終了した者	平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間

	ごとに同項第2号
平成24年度及び平成25年度に 終了した者	平成32年3月31日までに及 び同日以降5年を超えない期間 ごとに同項第2号